

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 24 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 58）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問1 令和2年3月6日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年2月24日付けで薬事承認された「S i m p r o v a 呼吸器ウイルスパネル（構成製品：S A R S - C o V - 2）」（栄研化学株式会社）及び「Alinity m システム SARS-CoV-2」（アボットジャパン合同会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年2月24日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出】

問2 令和2年11月11日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品」とあるが、令和3年2月24日付けで薬事承認された「S i m p r o v a 呼吸器ウイルスパネル（構成製品：S A R S - C o V - 2、F l u A）」（栄研化学株式会社）、「S i m p r o v a 呼吸器ウイルスパネル（構成製品：S A R S - C o V - 2、F l u B）」（栄研化学株式会社）及び「S i m p r o v a 呼吸器ウイルスパネル（構成製品：S A R S - C o V - 2、F l u A、F l u B）」（栄研化学株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年2月24日より保険適用となる。